近畿地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

㈠ 道路の種類	一般国道
㈡ 路線名	九号
㈢ 占用を制限する区域	福知山市字上小田小字八幡一六八四番一地内 福知山市三和町菟原下小字柏田八一二八番二地内
㈣ 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。） ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
㈤ 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
㈥ 占用の制限の開始の期日	令和七年八月二十七日
㈦ 図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局福知山河川国道事務所

直轄災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄災害復旧事業は、令和７年６月26日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の３第３項の規定に基づき公告する。

令和７年８月６日

農林水産大臣　小泉進次郎

記

令和５年発生　直轄災害復旧事業　筑後川下流（佐賀）地区

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告